



# 大津市公報

令和2年4月1日  
第23号

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目次

### ○ 告 示

- 49 道路の区域の変更について..... 1
- 50 道路の供用の開始について..... 2
- 64 公印の新調、廃止及び改刻について..... 3
- 65 公印の印影を縮小したものの印刷について..... 5
- 66 包括外部監査契約の締結について..... 5
- 67 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定について..... 5
- 68 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止について..... 5
- 69 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定について..... 6
- 70 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定特定相談支援事業者の指定について..... 6
- 71 生活保護法による指定介護機関の休止の届出について..... 7
- 72 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出について..... 7
- 73 情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について..... 7
- 74 令和2年度の一般廃棄物処理実施計画について..... 8
- 75 平成21年告示第27号(大津市屋外広告物条例施行規則別表第2第2項第1号アの表に規定する市長が定める区域について)の一部改正..... 8
- 76 平成30年告示第57号(大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例に基づく抑制区域の指定について)の一部改正..... 8

### ○ 公 告

- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 8
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 9
- 道路位置指定公告..... 9

### ○ 監 査 委 員 告 示

- 6 大津市監査基準を定めたことについて..... 9

## 告 示

### 大津市告示第49号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、令和2年3月16日から同年4月6日まで大津市役所未来まちづくり部路政課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月16日

大津市長 佐藤 健 司

路線名	区 間	変更の前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
市道幹1075号線	大津市真野一丁目4002番4地先から 大津市真野一丁目4109番地先まで	変更前	20.0	47.5
		変更後	最小20.0～最大81.0	
市道北1143号線	大津市真野一丁目字甲田8番1地先から 大津市真野一丁目字甲田8番1地先まで	変更前	最小6.8～最大8.0	59.0
		変更後	最小0.5～最大6.0	
市道北2407号線	大津市本堅田六丁目3002番19地先から 大津市本堅田六丁目3025番10地先まで	変更前	最小4.0～最大6.0	578.0
		変更後	最小6.0～最大15.0	574.0

(令和2年3月16日揭示済)

## 大津市告示第50号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年3月16日から同年4月6日まで大津市役所未来まちづくり部路政課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月16日

大津市長 佐藤 健 司

路線名	区 間	供用開始年月日
市道幹1075号線	大津市真野一丁目4002番4地先から 大津市真野一丁目4109番地先まで	令和2年3月31日
市道幹2161号線	大津市栗原字半道110番3地先から 大津市栗原字半道116番1地先まで	令和2年3月16日
市道北1152号線	大津市真野一丁目字上ノ海道341番3地先から 大津市真野一丁目4006番1地先まで	令和2年3月31日
市道北1153号線	大津市真野一丁目4008番2地先から 大津市真野一丁目4008番1地先まで	令和2年3月31日
市道北1154号線	大津市真野一丁目4010番1地先から 大津市真野一丁目4010番2地先まで	令和2年3月31日
市道北1155号線	大津市真野一丁目4009番4地先から 大津市真野一丁目4009番1地先まで	令和2年3月31日
市道北2407号線	大津市本堅田六丁目3002番19地先から 大津市本堅田六丁目3025番10地先まで	令和2年3月31日
市道北2443号線	大津市本堅田六丁目3026番11地先から 大津市本堅田六丁目3026番1地先まで	令和2年3月31日
市道北2444号線	大津市本堅田六丁目3025番1地先から 大津市本堅田六丁目3026番17地先まで	令和2年3月31日
市道北2445号線	大津市本堅田六丁目3016番1地先から 大津市本堅田六丁目3017番1地先まで	令和2年3月31日
市道北2446号線	大津市本堅田六丁目字豊国2293番44地先から 大津市本堅田六丁目3013番2地先まで	令和2年3月31日
市道北2447号線	大津市本堅田六丁目3014番2地先から 大津市本堅田六丁目3014番1地先まで	令和2年3月31日
市道北2448号線	大津市本堅田六丁目3006番9地先から 大津市本堅田六丁目3006番1地先まで	令和2年3月31日
市道北2449号線	大津市本堅田六丁目3005番1地先から 大津市本堅田六丁目3006番12地先まで	令和2年3月31日
市道北2450号線	大津市本堅田六丁目3007番3地先から 大津市本堅田六丁目3007番1地先まで	令和2年3月31日
市道北2451号線	大津市本堅田六丁目3011番1地先から 大津市本堅田六丁目3010番2地先まで	令和2年3月31日
市道北2452号線	大津市本堅田六丁目3009番7地先から 大津市本堅田六丁目3009番1地先まで	令和2年3月31日
市道北2453号線	大津市本堅田六丁目3008番1地先から 大津市本堅田六丁目3010番1地先まで	令和2年3月31日

市道北2454号線	大津市本堅田六丁目3029番4地先から 大津市本堅田六丁目3027番1地先まで	令和2年3月31日
-----------	--	-----------

(令和2年3月16日揭示済)

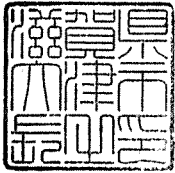
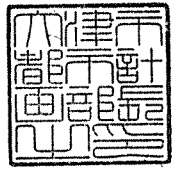
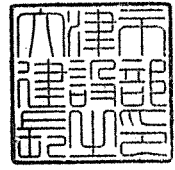


**大津市告示第64号**



公印を新調し、廃止し、及び改刻したので、大津市公印規則（昭和48年規則第51号）第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月1日

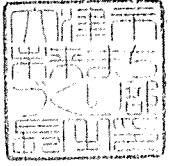

大津市長 佐藤 健 司

1 新調  
職印

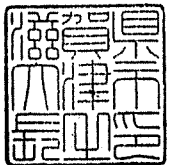
公印の名称	用 途	管 守 者	使用開始期日	印 影
滋賀県大津市長之印	市長名をもって発する一般文書用	地域交通政策課長	令和2年4月1日	
大津市都市計画部長之印	都市計画部長名をもって発する文書用	都市計画課長	令和2年4月1日	
大津市建設部長之印	建設部長名をもって発する文書用	地域交通政策課長	令和2年4月1日	
大津市滋賀里交流センター所長之印	滋賀里交流センターの使用許可書その他の滋賀里交流センター所長名をもって発する文書用	滋賀里交流センター所長	令和2年4月1日	
大津市伊香立コミュニティセンター所長之印	伊香立コミュニティセンターの使用許可書その他の伊香立コミュニティセンター所長名をもって発する文書用	伊香立コミュニティセンター所長	令和2年4月1日	

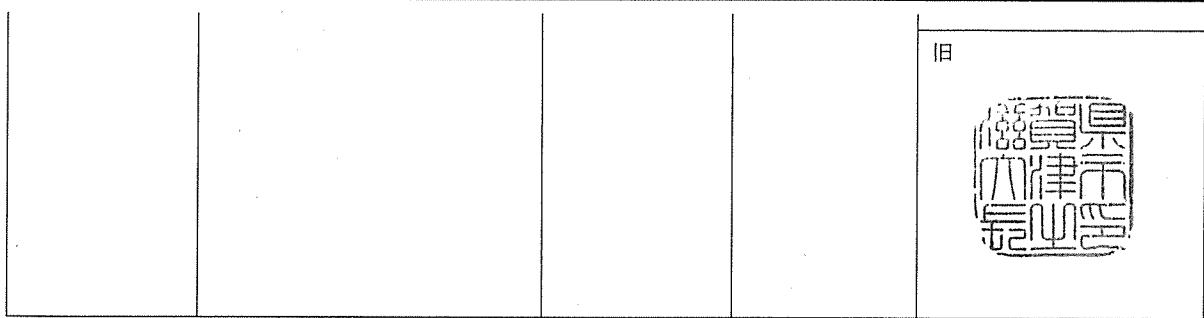
大津市山中比叡平コミュニティセンター所長之印	山中比叡平コミュニティセンターの使用許可書その他の山中比叡平コミュニティセンター所長名をもって発する文書用	山中比叡平コミュニティセンター所長	令和2年4月1日	
大津市長等コミュニティセンター所長之印	長等コミュニティセンターの使用許可書その他の長等コミュニティセンター所長名をもって発する文書用	長等コミュニティセンター所長	令和2年4月1日	

2 廃止  
職印

公印の名称	用 途	管 守 者	使用廃止期日	印 影
大津市未来まちづくり部長之印	未来まちづくり部長名をもって発する文書用	まちづくり計画課長	令和2年4月1日	
滋賀里コミュニティセンター所長之印	滋賀里コミュニティセンターの使用許可書その他の滋賀里コミュニティセンター所長名をもって発する文書用	自治協働課長	令和2年4月1日	

3 改刻  
職印

公印の名称	用 途	管 守 者	使用開始期日	印 影
滋賀県大津市長之印	道路法又は大津市法定外道路及び普通河川等の管理に関する条例の規定に基づく処分等に関する文書及び市道、法定外道路又は普通河川の敷地に係る官民地境界の確定協議書用	路政課長	令和2年4月1日	新 



大津市告示第65号

公印の印影を縮小したものを印刷したので、大津市公印規則（昭和48年規則第51号）第9条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

職印

公印の名称	公印番号	管 守 者	縮小した寸法	縮小したものを印刷した文書の名称
滋賀県大津市長之印	3	保健総務課長	方15ミリメートル	大津市妊婦健康診査基本受診券及び 大津市妊婦健康診査検査受診券

大津市告示第66号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第6項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

- 1 契約を締結した者の氏名及び住所  
吉田 享司 京都府京田辺市松井ヶ丘三丁目23番地3
- 2 契約の期間の始期  
令和2年4月1日
- 3 監査に要する費用の額の算定方法  
契約で定める基本費用の額及び契約で定めるところにより算出した執務費用の額の合算
- 4 監査に要する費用の支払方法  
監査の結果に関する報告の提出後に一括払する。ただし、必要があると認めるときは、執務費用に相当する額の範囲内で概算払をすることができる。

大津市告示第67号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次のものを指定した。

令和2年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	指 定 年月日	事業所番号
こばんはうすさ くらUN工房	大津市桜野町二 丁目10番32号	Step S.P.F 株式会社	大津市柳が崎9 番1-1203号	放課後等デ イサービス	令和2年 4月1日	2550100040

大津市告示第68号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定

障害福祉サービス事業者として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和2年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号
働き教育センター大津	大津市南船路40番地の1	学校法人関西福祉学園	京都市伏見区竹田段川原町207番地	就労継続支援A型	令和2年3月31日	2510100585
ほわいとクラブ	大津市大江五丁目3番20号	特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センター	草津市大路二丁目11番15号	就労移行支援・就労継続支援B型	令和2年3月31日	2510101575
びわ湖ソレイユヘルパーステーション	大津市坂本八丁目15番8号	ハートフリー株式会社	京都市伏見区竹田西段川原町54番地	居宅介護・重度訪問介護	令和2年3月31日	2510101617
ほわいとクラブ	大津市大江五丁目3番20号	特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センター	草津市大路二丁目11番15号	就労定着支援	令和2年3月31日	2510101740

#### 大津市告示第69号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次のものを指定した。

令和2年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ヘルパーステーションみのり	大津市真野大野一丁目18番19号	株式会社ヘルパーステーションみのり	大津市真野大野一丁目18番19号	行動援護	令和2年4月1日	2510101237
IL Garden	大津市坂本一丁目3番7号	特定非営利活動法人IL逢坂福祉会	大津市坂本一丁目3番7号	生活介護	令和2年4月1日	2510101930
ほわいとクラブ	大津市大江五丁目3番20号	社会福祉法人共生シンフォニー	大津市大將軍二丁目31番5号	就労継続支援B型	令和2年4月1日	2510101948
訪問介護事業所つながり	大津市大萱六丁目3番8号ゼン阪長102	株式会社Jフールド	京都市西京区牛ヶ瀬川原口町22番地6	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護	令和2年4月1日	2510101955

#### 大津市告示第70号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者として、次のものを指定した。

令和2年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	事業所番号
そうだんオフィス	大津市大萱一丁目5番8号瀬田エステートシティ202	社会福祉法人共生シンフォニー	大津市大將軍二丁目31番5号	令和2年4月1日	2530100235

大津市告示第71号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の3の規定により、指定介護機関のうち休止の届出があったものについて、次のとおり告示する。

令和2年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	休止年月日
大津市社会福祉事業団膳所すこやか居宅介護支援事業所	大津市膳所二丁目5番5号	社会福祉法人大津市社会福祉事業団	大津市浜大津四丁目1番1号	居宅介護支援	令和2年3月31日
大津市社会福祉事業団南すこやか居宅介護支援事業所	大津市南郷一丁目14番30号	社会福祉法人大津市社会福祉事業団	大津市浜大津四丁目1番1号	居宅介護支援	令和2年3月31日

大津市告示第72号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の3の規定により、指定介護機関のうち休止の届出があったものについて、次のとおり告示する。

令和2年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	休止年月日
大津市社会福祉事業団膳所すこやか居宅介護支援事業所	大津市膳所二丁目5番5号	社会福祉法人大津市社会福祉事業団	大津市浜大津四丁目1番1号	居宅介護支援	令和2年3月31日
大津市社会福祉事業団南すこやか居宅介護支援事業所	大津市南郷一丁目14番30号	社会福祉法人大津市社会福祉事業団	大津市浜大津四丁目1番1号	居宅介護支援	令和2年3月31日

大津市告示第73号

大津市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成22年条例第36号）第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせる手続等を定めたので、大津市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成22年規則第77号）第3条の規定により告示する。

令和2年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

手続等の名称	根拠となる条例等の名称	条項	適用期日
居宅介護福祉用具購入費又は介護予防福祉用具購入費の代理受領の承認の申請	大津市介護保険条例等施行規則（平成18年規則第65号）	第16条第1項	令和2年4月1日
居宅介護福祉用具購入費又は介護予防福祉用具購入費の請求		第16条第3項	
居宅介護住宅改修費又は介護予防		第17条第1項	

住宅改修費の代理受領の承認の申請			
居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の請求		第17条第3項	
居宅サービス計画又は施設サービス計画の作成のための認定資料の提示の申請		第42条第2項	
指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者の指定に係る名称等の変更の届出	大津市指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則（平成18年規則第25号）	第4条第1項	
指定居宅サービス事業者等の指定に係る名称等の変更の届出	大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則（平成18年規則第26号）	第7条第1項	

**大津市告示第74号**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により令和2年度の一般廃棄物処理実施計画を次のように定めたので、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例（平成6年条例第17号）第25条の規定により告示する。

令和2年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

「次のように」は省略し、当該計画書を大津市役所環境部廃棄物減量推進課に備え置いて公衆の縦覧に供する。

**大津市告示第75号**

平成21年告示第27号（大津市屋外広告物条例施行規則別表第2第2項第1号アの表に規定する市長が定める区域について）の一部を次のとおり改正する。

令和2年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

「大津市役所未来まちづくり部まちづくり計画課」を「大津市役所都市計画部都市計画課」に改める。

**大津市告示第76号**

平成30年告示第57号（大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例に基づく抑制区域の指定について）の一部を次のとおり改正する。

令和2年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

「大津市役所未来まちづくり部開発調整課」を「大津市役所都市計画部開発調整課」に改める。

公 告

**都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

令和2年3月12日

大津市長 佐藤 健 司

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市大平一丁目17番8号	開発区域	開発区域	令和2年	第1510号



株式会社ファーストコーポレーション 代表取締役 柴田 勝彦	大津市秋葉台字平尾888番5及び同番6 開発行為に関する工事の区域 大津市秋葉台字平尾888番4及び同町字西台906番3の一部並びに上記地先大津市道	2,023.46㎡ 開発行為に関する工事の区域 381.48㎡	3月11日	
----------------------------------	--	---------------------------------------	-------	--

(令和2年3月12日揭示済)

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

令和2年3月13日

大津市長 佐藤 健 司

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
京都市山科区竹鼻西ノ口町61番地1 GLOBAL ESTATE 株式会社 代表取締役 藤居 和仁	開発区域 大津市坂本七丁目字九条2488番1の一部、2491番、2492番、2493番1、同番2、同番3、2498番1の一部及び2504番30の一部並びに上記地先大津市法定外道路 開発行為に関する工事の区域 大津市坂本七丁目字九条2429番2の一部、2487番4の一部及び2526番7の一部並びに上記地先大津市道及び大津市法定外道路	開発区域 3,730.85㎡ 開発行為に関する工事の区域 218.56㎡	令和2年 3月12日	第1511号

(令和2年3月13日揭示済)

道路位置指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定した。

なお、関係書類は、大津市役所未来まちづくり部建築指導課に備え、関係人の縦覧に供する。

令和2年3月19日

大津市長 佐藤 健 司

地名・地番	申請人の住所・氏名	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	本数
大津市大將軍一丁目字七ノ坪733番8及び同番9並びに上記地先大津市普通河川等	大津市大萱五丁目8番12号 阪口 恵介	5.56	6.00	1

(令和2年3月19日揭示済)

監査委員告示

大津市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第198条の4第1項の規定に基づき、大津市監査基準を定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年4月1日

大津市監査委員	土	屋	薫
同	重	森	昭彦
同	山	本	久子
同	津	田	穂積

## 大津市監査基準

## 目次

第1章 一般基準（第1条—第6条）

第2章 実施基準（第7条—第13条）

第3章 報告基準（第14条—第18条）

## 附則

## 第1章 一般基準

（監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的）

**第1条** 監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、本市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、市民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、この基準に従い、公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行するとともに、それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを市議会及び市長等に提出する。

（監査等の範囲及び目的）

**第2条** この基準において「監査等」とは、監査、検査、審査その他の行為のうち次の各号に掲げるものをいい、当該各号に定めることを目的とする。

(1) 財務監査（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第1項の規定による監査をいう。以下同じ。） 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。

(2) 行政監査（法第199条第2項の規定による監査をいう。以下同じ。） 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。

(3) 財政的援助団体等監査（法第199条第7項の規定による監査をいう。以下同じ。） 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。

(4) 決算審査（法第233条第2項の規定による審査及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定による審査をいう。以下同じ。） 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。

(5) 例月出納検査（法第235条の2第1項の規定による検査をいう。以下同じ。） 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。

(6) 基金運用審査（法第241条第5項の規定による審査をいう。以下同じ。） 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。

(7) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定による審査をいう。以下同じ。） 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。

2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（監査等を除く。）については、法令の規定に基づき、かつ、この基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

（倫理規範）

**第3条** 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、この基準に則ってその職務を遂行するものとする。

（独立性、公正不偏の態度及び正当な注意）

**第4条** 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

（専門性）

**第5条** 監査委員は、本市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められることから、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研鑽に努めるものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務がこの基準に則って遂行されるよう、

本市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

(質の管理)

**第6条** 監査委員は、この基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。

2 監査委員は、前項の質の確保のために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

3 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

## 第2章 実施基準

(監査計画)

**第7条** 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。

2 監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

3 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて、適宜、監査計画を修正するものとする。

(リスクの識別と対応)

**第8条** 監査委員は、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

**第9条** 監査委員は、前条のリスクの内容及び程度の検討に当たっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(監査等の実施手続)

**第10条** 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

(監査等の証拠の入手)

**第11条** 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜、監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

**第12条** 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(監査専門委員、外部監査人等との連携)

**第13条** 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員、外部監査人等との連携を図るものとする。

## 第3章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

**第14条** 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政的援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、市議会、市長及び関係のある委員会又は委員に提出するものとする。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、市議会及び市長に提出するものとする。

4 監査委員は、決算審査、基金運用審査及び健全化判断比率等審査を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

**第15条** 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) この基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点（評価項目）
- (5) 監査等の実施内容

## (6) 監査等の結果

- 2 前項第6号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の区分に応じ、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にあってはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- (1) 財務監査及び行政監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
  - (2) 財政的援助団体等監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。
  - (3) 決算審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であること。
  - (4) 例月出納検査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること。
  - (5) 基金運用審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、市長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。
  - (6) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であること。
- 3 第1項第6号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の区分に応じ、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にあってはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合にあっては、その内容を第1項第6号の監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

(合議)

**第16条** 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告（財務監査、行政監査及び財政的援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定
  - (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
  - (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
  - (4) 決算審査に係る意見の決定
  - (5) 基金運用審査に係る意見の決定
  - (6) 健全化判断比率等審査に係る意見の決定
- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合にあっては、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を市議会、市長及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに、これを公表するものとする。

(公表)

**第17条** 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の公表等)

**第18条** 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合にあっては、当該措置の内容を公表するものとする。

- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

**附 則**

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

正 誤

2 公印の改刻について

6・3 号外第6号

正

2 欠番

同ページ教育委員会教育長告示の表中

誤

2 公印の廃止について

4・1 第2271号

正

(平成31年)

2 公印の廃止について

4・1 第2271号

(令和元年)

1 欠番

2 公印の改刻について

6・3 号外第6号

令和元年12月2日付け号外第44号

頁	箇所	誤	正
1	上から13行 目	2	1
4	下から9行 目	大津市消防局訓令第2号	大津市消防局訓令第1号

## 大 津 市 民 憲 章

わたくしたち大津市民は

一、郷土を愛し

琵琶湖の美しさをいかしましょう

一、豊かな文化財をまもりましょう

一、時代にふさわしい風習を

そだてましょう

一、健康で明るい生活につとめましょう

一、あたたかい気持ちで

旅の人をむかえましょう